

様式2(ガイドライン4(1)関係)

令和8年度

## 鴻巣市ネーミングライツ募集要項

(鴻巣市公共施設等マネジメント民間提案制度)

令和8年4月

## 1. 趣旨

本要項は、「鴻巣市公共施設等マネジメント民間提案制度ガイドライン」に基づき、本市が保有・管理する公共施設等へのネーミングライツ（命名権）に係る提案の募集について必要な事項を定めるものです。

## 2. 本制度の概要

### (1) 鴻巣市公共施設等マネジメント民間提案制度の概要

鴻巣市公共施設等マネジメント民間提案制度（以下「本制度」という。）は、本市が保有・管理する公共施設等の利活用や維持管理に関し、民間事業者の優れたアイデアやノウハウを活かした効果的な提案を求める制度です。本要項は、本制度の内、公共施設等にネーミングライツを付与し、民間事業者の企業名やブランド名等の広告機会を提供する対価として、ネーミングライツ料や役務・物品の提供などの本市の財政負担の軽減、市民サービスの向上に資する提案を求め、提案者との協議を重ねて事業化を図るものです。

### (2) 事業実施までの流れ

#### ① 提案の募集（募集要項の公表）

提案を求める施設を記載した募集要項を公表し、提案の募集を開始します。

#### ② 質問書・現地見学・事前相談の受付

本要項の記載内容に関することや提案内容を検討する上での質問を受け付け、必要に応じて現地見学の機会を設けます。

また、提案内容が募集要項の要件や趣旨に合致しているかを事前に把握するため、**事前相談を必須**とします。

#### ③ 提案書類の受付

民間事業者からの提案書類を受け付けます。

#### ④ 協議対象の選定（交渉権者の決定）

##### (i) 資格審査

提案書類に基づき、提案者の参加資格要件を確認し、資格を満たす者の提案を有効提案として選定します。

##### (ii) 提案審査

鴻巣市公共施設等マネジメント推進本部（以下「推進本部」という。）において、提案内容の審査を実施します。審査において、事業化に向けた協議を行う「協議対象提案」を選定し、採用された事業者は交渉権者となります。

なお、ネーミングライツの提案については、書類審査としていますが、提案者によるプレゼンテーションが必要と判断した場合は、プレゼンテーションによる審査を実施します。

#### ⑤ 提案審査結果の通知・公表

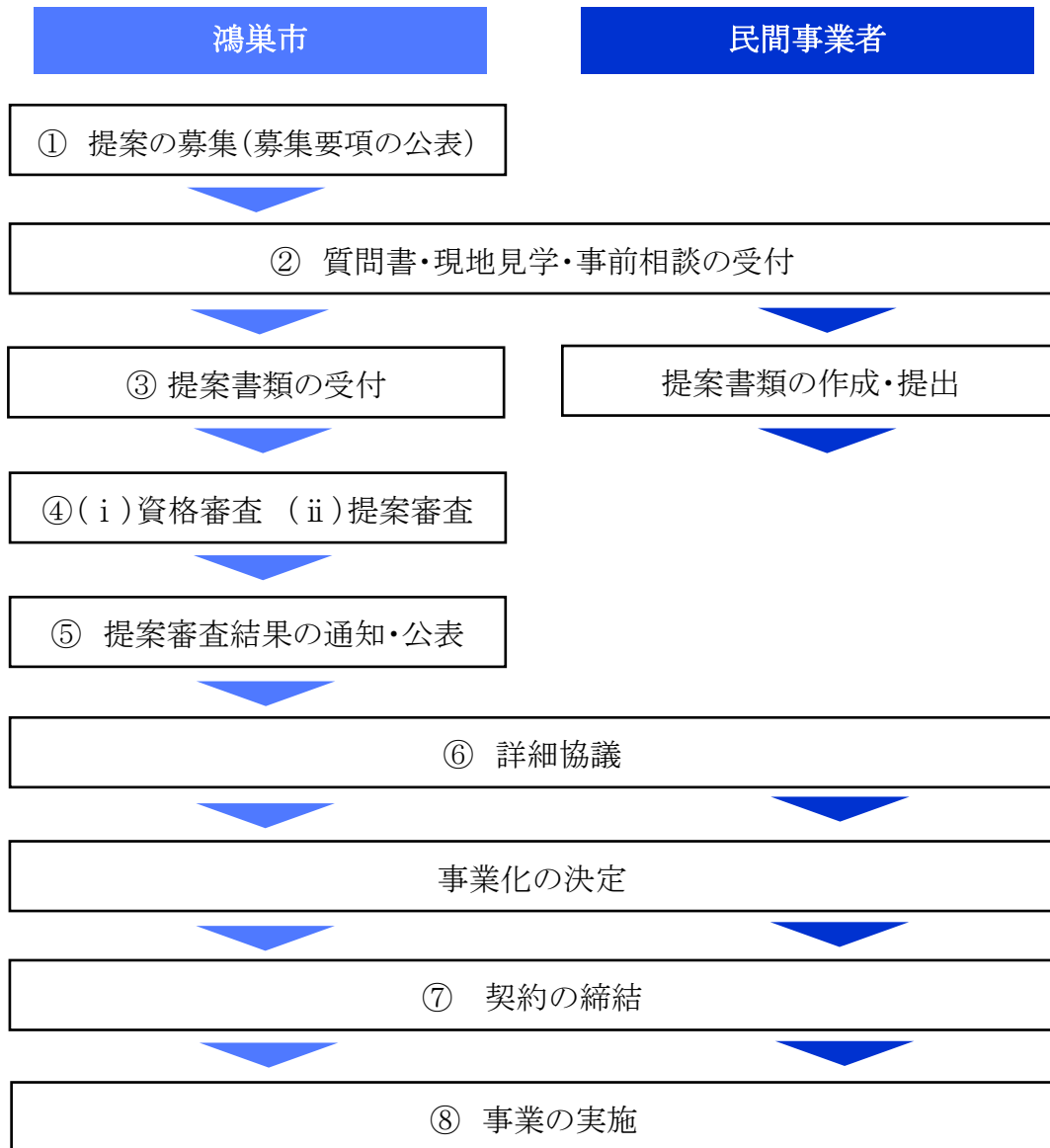
提案審査の結果については、提案者に文書で通知するとともに、市ホームページに公表します。

#### ⑥ 詳細協議

本市と交渉権者は、協議対象提案の事業化に向け、諸条件等について詳細な協議を行います。

- ⑦ 契約の締結  
詳細協議の結果、協議が成立（双方合意）した場合は、本市と交渉権者で契約を締結します。
- ⑧ 事業の実施  
交渉権者は、事業者として提案事業を実施します。

【 実施フロー 】



### (3) 提案受付期間

随時提案を受け付けていますが、下表の受付時期に提出された提案を一括で審査します。なお、提案にあたっては、受付時期を考慮の上、必ず事前相談を行ってください。

| 提案の受付時期    | 審査時期 |
|------------|------|
| 4月～6月受付分   | 7月   |
| 7月～9月受付分   | 10月  |
| 10月～12月受付分 | 1月   |

## 3. 提案の募集・要件

### (1) 募集する提案

本市が提案を募集する施設は次のとおりです。各施設の概要や条件等の詳細については、施設別概要書に記載しておりますので、必ずご確認ください。

| No | 対象施設（愛称）                         | 募集価格<br>(年額・税込) | 契約期間         | 施設別<br>概要書番号 |
|----|----------------------------------|-----------------|--------------|--------------|
| 1  | 鴻巣市立総合体育館                        | 100万円           | 3年以上10年以下    | 別紙1(1)       |
| 2  | コスモスアリーナふきあげ                     | 50万円            | 3年以上10年以下    | 別紙1(2)       |
| 3  | 鴻巣市吹上パークゴルフ場                     | 50万円            | 3年以上10年以下    | 別紙1(3)       |
| 4  | 鴻巣市かわさとグラウンドゴルフ場                 | 20万円            | 3年以上10年以下    | 別紙1(4)       |
| 5  | 上谷総合公園                           | 90万円            | 3年以上10年以下    | 別紙1(5)       |
| 6  | 上谷総合公園 野球場<br>(フラワースタジアム)        | 50万円            | 3年以上10年以下    | 別紙1(6)       |
| 7  | 上谷総合公園 テニスコート                    | 40万円            | 3年以上10年以下    | 別紙1(7)       |
| 8  | 上谷総合公園 スケートパーク<br>上谷総合公園 3on3コート | 40万円            | 3年以上10年以下    | 別紙1(8)       |
| 9  | 赤見台近隣公園                          | 20万円            | 3年以上10年以下    | 別紙1(9)       |
| 10 | 川里中央公園                           | 30万円            | 3年以上10年以下    | 別紙1(10)      |
| 11 | あかぎ公園                            | 20万円            | 3年以上10年以下    | 別紙1(11)      |
| 12 | 糠田運動場                            | 50万円            | 3年以上10年以下    | 別紙1(12)      |
| 13 | 荒川パノラマ公園                         | 20万円            | 3年以上10年以下    | 別紙1(13)      |
| 14 | せせらぎ公園                           | 20万円            | 3年以上10年以下    | 別紙1(14)      |
| 15 | 鴻巣市市民活動センター                      | 80万円            | 令和10年3月31日まで | 別紙1(15)      |
| 16 | 鴻巣市立コミュニティふれあいセンター               | 30万円            | 令和10年3月31日まで | 別紙1(16)      |
| 17 | 鴻巣市立市民センター                       | 40万円            | 令和10年3月31日まで | 別紙1(17)      |
| 18 | 鴻巣市立本町コミュニティセンター                 | 40万円            | 令和10年3月31日まで | 別紙1(18)      |

| No | 対象施設（愛称）                    | 募集価格<br>（年額・税込） | 契約期間         | 施設別<br>概要書番号 |
|----|-----------------------------|-----------------|--------------|--------------|
| 19 | 鴻巣市市民農園<br>（こうのとり四季菜ファーム）   | 20万円            | 3年以上10年以下    | 別紙1（19）      |
| 20 | 鴻巣市にぎわい交流館（にこのす）            | 30万円            | 令和12年3月31日まで | 別紙1（20）      |
| 21 | 鴻巣市花と音楽の館かわさと<br>（花久の里）・サロン | 10万円            | 令和12年3月31日まで | 別紙1（21）      |
| 22 | 鴻巣市産業観光館（ひなの里）・<br>多目的広場    | 10万円            | 令和13年3月31日まで | 別紙1（22）      |

- ※ 提案者は、上記募集価格以上の価格（年額）を提案してください。
- ※ 契約期間が1年未満又は1年を超えて端数月が生じる場合には、当該端数期間については月割りで算出するものとする。
- ※ 価格の提案については、金銭によるものに限定せず、役務・物品の提供など、募集価格相当額以上の本市の財政負担の軽減につながる提案も可能とします。

## （2）対象とする提案

提案内容は、本市が保有・管理する公共施設等のネーミングライツに関するもので、ネーミングライツ料や役務・物品の提供などの本市の財政負担の軽減、持続可能な施設運営、市民サービスや施設の魅力の向上に資するものとする。

## （3）愛称の条件等

公共施設等に付ける愛称の条件等は、次のとおりとします。

- ア 公共施設等のイメージを損なうことなく、市民が呼びやすく親しみやすいものとする。
- イ 鴻巣市有料広告掲載取扱要綱第3条各号に該当する愛称を付けることはできません。
- ウ 愛称は一般的に用いる呼称であり、条例等で規定する公共施設等の正式名称を変更するものではありません。
- エ 下表例のとおり、公共施設等の用途をイメージできる言葉を含むものとする。

| 用途    | 愛称例             |
|-------|-----------------|
| 体育館   | 〇〇アリーナ、〇〇体育館    |
| 陸上競技場 | 〇〇陸上競技場、〇〇スタジアム |
| 公園    | 〇〇公園、〇〇パーク      |

- オ 既に愛称（ネーミングライツによらない愛称）が付いている公共施設等については、提案する新愛称に既存の愛称を含めてください。
- カ 企業名やブランド名、商品名等を用いた愛称を命名することができますが、ひらがな、カタカナ、漢字、数字又はアルファベットにより表記可能なものであり、かつ、提案者が権利を有する登録商標等であることとします。
- キ 契約期間中の愛称の変更は、原則として認めません。ただし、契約期間中に企業名が変更されるなど、特段の事情がある場合は、市と協議の上、変更可能とします。
- ク 市は、愛称を優先的に使用することとしますが、状況に応じて愛称と正式名称を併記して表示することがあります。

#### (4) 費用負担

市と提案者の費用負担については、下表のとおりとし、協議の上決定するものとします。

| 区分  | 市 | 提案者 |
|---|---|-----|
| 提供サービス（ネーミングライツ料や役務・物品等）                    |   | ○   |
| 看板等の表示の変更、新規看板等の設置（※1）                      |   | ○   |
| 契約期間の満了又は契約解除に伴う原状回復（※2）                    |   | ○   |
| 市（指定管理者含む）が発行するパンフレット等の印刷物（※3）や市ホームページの表示変更 | ○ |     |

※1 道路標識や敷地外の工作物等の表示変更は、市や関係機関と協議の上、変更可能な表示について、提案者が表示の変更手続を行うこととします。

また、設置の看板等により第三者に損害が生じた場合や施設に付けた愛称が第三者の商標権等を侵害した場合の責任は、提案者が負うものとします。

※2 原状回復のための工事は、提案者による施工を基本とします。ただし、施工範囲、実施時期及び内容（デザインや大きさ等）は、市と協議の上、決定します。

※3 市（指定管理者含む）が作成する施設のパンフレット等の印刷物は、原則として愛称を使用しますが、条例等の正式名称と併記する場合があります。

また、市（指定管理者含む）が既に作成した印刷物については、残部数や改訂時期等を勘案し、協議の上、変更時期を決定します。

#### (5) 愛称の表示

ア 掲出位置や表示内容、規格、設置時期等の詳細は、5（1）において施設所管課（必要な場合は、施設管理者、指定管理者、その他関係者）と協議を行い、決定します。

イ 新たな構造計算を必要とする広告を設置する場合には、安全管理や点検含め提案者が責任を負うものとします。

ウ 愛称使用の開始日において、表示変更が完了していない場合においても契約期間及びネーミングライツ料の変更はありません。

エ 表示サインや看板等の大きさ・デザイン等については、埼玉県屋外広告物条例（昭和50年埼玉県条例第42号）等の関係法令を遵守するものとします。

#### (6) 質問書の受付

本要項の記載内容に関することや提案内容を検討する上で質問がある場合は、質問書（様式第1号）をメールで提出してください。

ア 提出先

鴻巣市財務部資産管理課 ([kanri@city.kounosu.saitama.jp](mailto:kanri@city.kounosu.saitama.jp))

イ 回答方法

メールで回答するとともに、質問・回答一覧を市ホームページに随時公開します。

ただし、提案内容に関する具体的な質問で、質問者のみに回答すべきと本市が判断したのものに関しては、質問者にのみ回答します。

#### (7) 現地見学の受付

提案内容の検討にあたり、公共施設等の現地見学を希望する場合は、現地見学申込書（様式第2号）をメールで提出してください。

なお、現地見学の詳細については、施設所管課と調整の上で決定しますが、利用者や施設管理者の支障にならない範囲で行うこととします。

ア 提出先

鴻巣市財務部資産管理課 ([kanri@city.kounosu.saitama.jp](mailto:kanri@city.kounosu.saitama.jp))

イ 回答方法

メールで可否を回答するとともに、個別に日程調整します。

(8) 事前相談の実施

提案内容が募集要項の要件や趣旨に合致しているかを事前に把握するため、**事前相談を必須**とし、事前相談申込書（様式第3号）をメールで提出してください。日程調整の上、対面形式での相談（Web会議でも可能）を実施します。

**事前相談を行っていない提案は受け付けることができませんので、ご注意ください。**

ア 提出先

鴻巣市財務部資産管理課( [kanri@city.kunosu.saitama.jp](mailto:kanri@city.kunosu.saitama.jp) )

イ 回答方法

事務局から個別に日程調整のご連絡をします。

(9) 提出する書類

提案者が提出する書類及び部数は、次のとおりです。各様式については、市ホームページからダウンロードできます。

| 名称  | 様式番号  | 内容  | 部数 |
|---|-------|---|----|
| 誓約書   | 様式第4号 | 所定の様式に記入してください。                           | 1部 |
| 提案書   | 様式第5号 | 所定の様式に提案者及び提案内容の詳細を記入してください。              | 1部 |
| グループ企業等報告書  | 様式第7号 | <b>グループで提案する場合のみ</b> 、所定の様式に構成員を記入してください。 | 1部 |
| 決算関係書類  |       | 直近1年間の貸借対照表及び損益計算書（グループで提案する場合はすべての構成員）   | 1部 |
| <p>■ 以下書類は、鴻巣市入札参加資格名簿（工事請負・物品売買等）に登録されていない場合に添付してください。<br/>（※グループでの参加で構成員の一部が未登録の場合は、当該構成員分のみ）</p> |       |   |    |
| 登記事項証明書   |       | 交付から3か月以内 コピー可                            | 1部 |
| 未納税額のないことの証明書   |       | 鴻巣市内に事業所（本社、支社、支店、営業所等）がある場合 コピー可         | 1部 |
| 法人税・申告所得税・消費税及び地方消費税の納税証明書  |       | 管轄の税務署で発行 コピー可                            | 1部 |

※複数の公共施設等に申し込む場合は、提案書（様式第5号）のみ、施設ごとに提出してください。

(10) 提案書類の受付

ア 提出先

鴻巣市財務部資産管理課

イ 提出方法

正本1部及びCD又はDVDの記録媒体によるPDFデータを持参又は郵送してください。

(11) 参加要件

提案者は、次の参加要件を全て満たす者としてします。

ア 提案者は、提案内容を実行する意思と能力を有する民間事業者（法人又は個人事業主）、その他の団体としてします。

イ 提案者は、単独又はグループ（複数の企業・団体等の共同体をいいます。）とし、グループで応募する場合には、提案書類の提出時にグループの代表者と構成員を明示することとしてします。

ウ 提案者は、市、施設管理者、指定管理者等との協議・調整が可能な能力を有し、事業化に向けた諸条件の変更等について柔軟な対応ができる者であることとしてします。

(12) 資格要件

次の要件のいずれかに該当する者は、提案者及び提案者の構成員になることができません。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者

イ 鴻巣市から入札参加停止の措置を受けている者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく手続開始の申立てをしている者

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員等のほか、暴力団員等と社会的に非難される関係を有している者

オ 国税及び地方税を滞納している者

カ 政治活動又は宗教活動を主たる目的としている者

キ その他、提案事業の実施主体として適当でないと市長が認める者

(13) 留意事項

ア 提案書類提出後に辞退する場合は、参加辞退届（様式第8号）を提出してください。

イ 提案書類の作成及び提出に係る費用は、全て提案者の負担となります。

ウ 提案書類の著作権は提案者に帰属しますが、提案書類は原則返却しません。

エ 提案書類については、資格審査及び提案審査以外では使用しません。

ただし、鴻巣市情報公開条例（平成13年条例第4号）に基づく情報公開請求があった場合は、同条例第7条各号に定める非公開情報（個人情報や公開すると法人等の正当な利益を害するおそれがある情報など）が記載されている部分の有無を提案者に確認の上、対応します。

オ 提案にあたっては、事前に提案者の責任において関係法令等を確認し、事業実施時における法令適合のリスクは提案者に帰属するものとします。

なお、提案に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法に基づいて保護される第三者の権利となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、提案者が負うものとします。

## 4. 提案の審査

### (1) 資格審査

- ア 提案書類をもとに、3 (11) (12) に定める参加要件及び資格要件を満たしているか、事務局にて審査します。
- イ アと併せて提案書類の内容が3 (2) (3) に定める提案内容の要件や愛称の条件を満たしているか、事務局にて審査します。
- ウ 審査結果に対する異議は、申し立てるできません。

### (2) 提案審査

- ア 資格審査において有効提案とされた提案については、推進本部が提案書類により、次の審査項目の視点を踏まえ、審査します。
- なお、提案内容によってはプレゼンテーションを実施する場合があります。

| 項目        | 視点   | 配点    |
|-----------|--|-------|
| 愛称        | 市民にとって親しみやすく、呼びやすい名称となっているか。<br>公共施設等の設置目的やイメージと整合しているか。 | 15 点  |
| ネーミングライツ料 | 他自治体や市内にある同種の施設の事例と比較して妥当か。<br>役務や物品の提供に関する提案は対価として妥当か。  | 40 点  |
| 契約期間      | 契約期間は妥当か。  | 15 点  |
| 地域貢献      | 地域貢献等の理念や、活動実績、今後の計画等はあるか。                               | 25 点  |
| 地域性       | 市内に事業所・事務所等はあるか。   | 5 点   |
| 合計        |  | 100 点 |

- イ 提案審査の結果区分は次のとおりです。

| 区分                    | 内容  |
|-----------------------|---|
| 採用<br>(一部採用・条件付き採用含む) | 協議対象提案として事業化に向けて協議を行うもの。                  |
| 不採用                   | 採点の結果、より優れた提案があったもの。<br>事業化に適さないと判断されたもの。 |

- ウ 採用となった提案の提案者を、交渉権者とします。

### (3) 審査結果の通知・公表

- ア 提案審査の結果は、提案者に対して文書で通知します。
- イ 採用となった提案は「公共施設等の愛称、提案者名、契約期間、ネーミングライツ料」を公表します。
- ウ 審査結果に対する異議は、申し立てるできません。

## 5. 事業化に向けた協議

---

### (1) 詳細協議

ア 本市と事業実施に向けた諸条件、事業の開始時期、必要な手続きの調整等について詳細内容の協議を行います。また、本市が必要であると判断した場合は、施設管理者や指定管理者、その他関係者と協議・調整を行うものとします。

イ 詳細協議に関する費用は、全て提案者の負担となります。

ウ 協議の結果、契約に至らなかった場合は、次点の順位の応募者と契約締結に向けた協議を行うものとします。その場合、交渉権者が協議に要した費用やリスク等について、本市は責任を負いません。

## 6. 契約の締結

---

本市と交渉権者は、5（1）に定める協議が成立（双方が合意）した場合は、交渉権者とネーミングライツに関する契約を締結します。

## 7. 事業の実施

---

契約の締結後、交渉権者は事業者として責任を持って提案事業を実施することとします。また、本市と事業者は連携して公共サービスを担うパートナーとして、誠意をもって提案事業の遂行に努めるものとします。

提案された効果が発現されているか確認するために必要資料を求めるものとし、双方協議の上、改善に努めるものとします。

## 8. その他留意事項

---

### (1) 契約の破棄

次のいずれかに該当する場合は、提案審査時点においては失格、契約締結後においては契約を破棄し、それに伴う事業損失等については、本市は一切の責任は負いません。

ア 参加要件及び資格要件を満たさなくなった場合

イ 提案書類に虚偽の記載があった場合

ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

エ 本要項に違反すると認められる場合

### (2) 経過報告等

事業概要や協議の経過等については、必要に応じ、市議会等へ報告する場合がありますが、交渉権者の独自のノウハウに関することなど交渉権者が知的財産と認める情報については、原則公表しません。

## 9. 事務局

---

鴻巣市財務部資産管理課

担当：小山、大島、酒田

住所：〒365-8601 埼玉県鴻巣市中央1番1号

電話番号：048 (541) 1321 (内線 2282)

メール：kanri@city.kounosu.saitama.jp